事後調査

改訂にあたって

事後調査については,環境影響評価等条例,環境評価条例施行規則及び環境影響評価技術指針に おいて基本的な考え方が示されている。

さらに,本県では平成 11 年 3 月に「宮城県環境影響評価マニュアル」を作成し,環境影響評価の技術的精度の確保を図っている。マニュアルは,技術の進展などを踏まえて随時見直しを行い,これまでに以下の改訂版を作成してきた。

- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(動物・植物・生態系)改訂版』(平成 14 年 3 月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(公害質)改訂版』(平成15年3月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(事後調査)改訂版』(平成 16 年 3 月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野)改訂版』 (平成17年3月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(環境保全措置)改訂版』(平成 18 年 3 月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(方法書)改訂版』(平成19年3月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(準備書・評価書)改訂版』(平成20年3月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(動物・植物・生態系)改訂版』(平成21年3月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(公害質)改訂版』(平成22年3月)
- ・『宮城県環境影響評価マニュアル(人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野)改訂版』(平成23年3月)

平成 24 年度は, 平成 16 年 3 月に作成した『宮城県環境影響評価マニュアル(事後調査)改訂版』 及び平成 18 年 3 月に改訂した『宮城県環境影響評価マニュアル(環境保全措置)改訂版』の見直し を行った。

今回の『宮城県環境影響評価マニュアル(事後調査)改訂版』の改訂にあたっては,環境影響評価条例施行規則(以下,「施行規則」という。)及び環境影響評価技術指針が平成19年4月2日に改正されたことを受け,関連項目の見直しを行い,最新の情報に更新した。

なお,これまでのマニュアルにおいて、事後調査に関する事項は,本マニュアルを適用するものとする。

本技術マニュアルが関係者によって有効に活用され,本県の環境影響評価の精度の維持向上に役立てば幸いである。

本マニュアル改訂にあたっては,以下の文献・資料を参考とした。

- 1) 既に策定済み,または策定中の各都道府県・政令指定都市のマニュアル類
- 2) 「事後調査・再評価(レビュー)マニュアル」(環境庁,平成11年3月)
- 3)「道路環境影響評価の技術手法 2007改訂版」(財団法人 道路環境研究所,平成19年9月)
- 4) 「実践ガイド 環境アセスメント」(ぎょうせい, 平成19年8月)

主な改訂内容は以下のとおりである。

環境影響評価施行規則及び環境影響評価技術指針の改正に係る事項について改訂を行った。

- 目 次 -

このマニュアルで使用している略語等1
第 1 章 事後調査の基本的事項3
1 . 事後調査とは3
2 . 事後調査を行う理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第 2 章 事後調査に係る手続 ······· 7
1.事後調査計画案の策定(準備書)・・・・・・・・・・・・・・・・7
2.事後調査計画の策定(評価書)・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3.事後調査計画に係る報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・8
4 . 中間報告書・変更報告書の提出・・・・・・・・・・・ 8
5 . 中間報告書等の公表・・・・・・ 8
6 . 事後調査最終報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・9
7 . 事後調査手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第 3 章 事後調査計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
1 . 事後調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.事後調査を行うこととした項目及び理由(総括表)・・・・・・・・・ 13
3 . 事後調査の項目ごとの事後調査計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4 .事後調査計画総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第4章 環境保全措置の効果の検証の手順
1.事後調査結果の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2 . 事後調査の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章 事後調査最終報告書の作成
1 . 事業者の氏名及び住所 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 28
2 . 対象事業の名称,種類及び規模・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3 . 対象事業実施区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4.対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況 ・・・・・・・・・・ 29
5 . 事後調査の項目(総括表)・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
6 . 事後調査項目ごとの調査結果及び環境保全措置の検証結果 ・・・・・・・・・ 29
7.事後調査結果総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
【資料編】
▲ 『
参考資料 2 事後調査最終報告書の作成例

このマニュアルで使用している略語等

条例・・・・・・・環境影響評価条例(平成10年3月26日宮城県条例第9号)

施行規則・・・・・・環境影響評価施行規則(平成11年2月4日宮城県規則第5号)

技術指針・・・・・環境影響評価技術指針(平成11年2月4日宮城県告示第119号)

技術マニュアル・・・宮城県環境影響評価技術マニュアル

方法書 改訂版(平成19年3月)

準備書・評価書 改訂版(平成20年3月)

動物・植物・生態系 改訂版(平成21年3月)

大気・水・土壌その他の環境 改訂版(平成22年3月)

人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野 改訂版

(平成23年3月)

事後調査 改訂版(平成25年3月)

環境保全措置 改訂版(平成25年3月)

準備書・・・・・・環境影響評価準備書

評価書・・・・・・環境影響評価書

事後調査の項目・・・「環境要素」及び「影響要因」(技術指針第4条参照)によって構成され

る、事後調査の実施にあたっての1つの単位のこと。詳細は「第3章 2.

事後調査を行うこととした項目及び理由」を参照。

保全方針等・・・・・環境影響評価を行う場合にどのような環境配慮を行うのかという検討

目標,方針などの基本的な考え方のこと。詳細は「第3章 2.事後調

査を行うこととした項目及び理由 参考2」を参照。

事後調査の終了・・・事後調査の終了といった場合,次の3つのことが連想される。

工事の実施における建設機械の稼働が原因で発生する窒素酸化物による大気汚染に係る事後調査,工事の実施による猛禽類への影響に係る事後調査など「事後調査の項目(上述)」ごとの調査が終了した場合。

一つの事後調査の項目に関する調査が複数回行われる場合もあり(春夏秋冬

の4回の調査など),それぞれの1回ごとの調査が終了した場合。

すべての事後調査の項目に係る調査が終了した場合。

これらを区別するために、本マニュアルでは、

については、「事後調査の終了(1つの項目の調査の終了)」

については、「事後調査の終了(1回の調査の終了)」

については,「事後調査の終了(すべての項目の調査の終了)」という考え方で 記載をすることとする。 事後調査最終報告書・・・条例第44条第1項に基づく,対象事業の工事の着手後の調査を終えたときの調査報告書(すべての項目の調査が終了した場合に提出される。)

第1章 事後調査の基本的事項

この章は,事後調査における基本的な考え方として,事後調査とは何か,また,どのような場合に事後調査を行うのかということについて記載している。

1.事後調査とは

環境影響評価は,事業の実施による環境影響を未然に防止するために行う手続であり,対象事業 の着手前に完結するのが原則である(条例第1条)。

しかしながら,確立されていない手法を用いて予測を行ったため環境保全措置の効果に疑問があるなど,事業着手後に確認調査を行う必要が生ずる場合もあるので,事後調査の手続が設けられている。

したがって 事後調査は施行規則第 14 条第 5 項に規定されているような理由がある場合に限り行われるものであり,限定的・例外的なものであるということを理解しておく必要がある。

<事後調査を行う理由>

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なも のにする場合

代償措置を講ずる場合であって,当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ,事後調査が必要であると認められる場合

すなわち,事業者は準備書,評価書の段階で,できる限り正確な予測評価を行い,効果の確実な 環境保全措置を講じることが求められているのであり,事後調査を行うことを理由にその努力をお るそかにしてはならない。

条例及び施行規則では,事後調査について以下のとおり定めている。

<条例抜粋>

- 第13条 事業者は前条の規定により第1種事業に係る環境影響評価を行った後,当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として,規則で定めるところにより,当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。 (中略)
 - 六 環境影響評価の結果のうち,次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめた もの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には,当該環境の状況の把握のための措置

(後略)

<施行規則抜粋>

- 第14条第5項 条例第13条第6号八に掲げる事項には,次の各号のいずれかに該当すると認められる場合における工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。
 - 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき。
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき。
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なも のにするとき。
 - 四 代償措置を講ずる場合であって,当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ,事後調査が必要であると認められるとき。

2.事後調査を行う理由

前述のように,事後調査は規則に定める理由がある場合(次の , , 又は の理由がある場合)に限り限定的・例外的に行われるものであることから,事後調査を行う場合には,その理由を明らかにすることが必要である。

, , 及び については,それぞれ次のような例が想定される。

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

- ア. 予測の対象項目に係る科学的知見が十分でないもの及びその項目自体が本質的に不確実な事象であるもの。
- イ.予測の手法が学術的に十分な確実性をもって確立されていないもの。
- ウ. 予測の前提条件について, 事業特性や地域特性に伴う不確実な事項を含むもの。

(例:事業計画について,事前に決定されていないもののうち,予測の前提として大きな要因となる恐れがあるもの。地域特性のうち,事業の実施前に調査することが著しく困難なもの。)

エ・その他

効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

- ア. 先進的又は試験的な保全措置,他の使用例を転用する保全措置など,採用されている実績が少なく,その効果が確認されていないもの。
- イ.定量的にその効果を予測・評価することが技術的特性上,困難な環境保全措置を講ずることとしたもの。
- ウ.その他

工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なもの にする場合

ア. 工事中及び供用後の環境の状況等の調査を通じて環境保全措置の内容を詳細化するもの。 (例:事業地周辺に猛禽類の営巣地がある場合,工事中に実施される猛禽類の生息状況に係る事 後調査の結果を踏まえ,詳細な工事実施時期・時間帯等を決める場合。)

イ.その他

代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置 に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

ア.動植物・生態系に係る代償措置など,効果の不確実性が高い代償措置を実施するもの。

(例:重要な植物の移植による代償措置を講ずる場合。)

イ、その他

なお,事後調査は上記 , , または の理由がある場合に行うものであり,いわゆる日常点検的な調査とは異なることにも留意しておく必要がある。このことは,事後調査計画を策定する際の調査項目の選定に当たって重要なことである。(参考1)

参考 1

【日常点検的な調査】

事後調査を行う理由 , , または に該当しない場合でも,事業着手後に調査が行われることがある。例えば次のケースである。

- ア 日常の業務管理として行う車両運行記録,散水記録など
- イ 周辺住民への配慮などから自主的に行う騒音測定など
- ウ 評価書において予測の不確実性,知見の不十分な環境保全措置などの問題はないが,念のため 行う確認調査など
- エ その他

第2章 事後調査に係る手続

この章は,事後調査に係る手続として,計画の作成,調査の実施,調査報告書の公告・縦覧といった流れについて記載している。

事後調査の概略の手続は図2・1のとおりである。また,詳細は図2・2に示す。

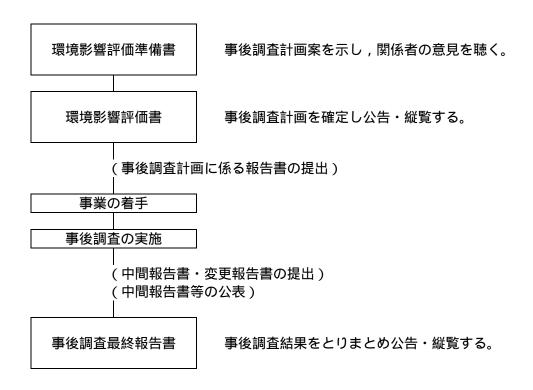


図 2-1 事後調査に関する手続の流れ(概略)

それぞれの手続における留意事項は次のとおりである。

1.事後調査計画案の策定(準備書)()

準備書には事後調査計画案を記載する。

準備書を作成する段階では、調査や予測結果をとりまとめ環境保全措置について検討するが、 その検討の過程で予測の不確実性や環境保全措置の効果に対する疑問が明らかになり、それを補 うための事後調査を行う必要性がでてくる。

事後調査計画案では,調査項目ごとに,事後調査を行うこととした理由,調査方法,時期,場 所などに関して可能な限り具体的かつ詳細に記載する。

事後調査計画案の具体的な記載については第3章に示す。

2.事後調査計画の確定(評価書)()

評価書には,準備書に対する住民意見や知事意見等を勘案して見直しを行い確定した事後調査 計画を記載する。

3.事後調査計画に係る報告書の提出()

事後調査計画は,準備書にその案を示し,評価書において確定されるのが原則であるが,評価書時点において事業の詳細設計が完了していないなどの理由により事後調査計画が十分に策定できない場合がある。

その場合には,事業者は準備書の「事後調査計画」の項に,事後調査計画を策定できない項目 及び理由並びに工事着手前に事後調査計画を策定し知事に報告する旨を記載する。

知事は,技術審査会等の意見等を踏まえ,事後調査計画を策定できない理由等を審査し,妥当であると判断した場合にはこれを認め,準備書に対する知事意見の中で工事着手前に事後調査計画に係る報告書を提出するよう求める。

知事は,報告書の提出を受けた場合には,技術審査会の意見を聴いた上で必要な指導・助言を 行う。(これは条例上の手続ではないが,準備書時点での審査を補うものとして行政指導により 行うものである。)

4. 中間報告書・変更報告書の提出()

長期にわたる事業の場合には,事業の進捗とともに事後調査計画の見直しが必要になる場合がある。また,不慮の事態や予期しない環境の変化などによっても事後調査計画の見直しが必要になる。

適切な見直しを行うためには、事業者内部の検討だけではなく、専門家や行政などに相談し幅広く指導・助言を受けることも必要であることから、事業者は外部とのコミュニケーションを重視し、専門家等に相談したり知事の指導・助言を受けるよう努めるものとする。

中間報告書や変更報告書は,このコミュニケーションを行うためにとりまとめるものである。また,事業が長期間にわたって行われる場合は,事業者はあらかじめ事後調査計画に中間報告書の提出時期等を明らかにしておく必要がある。さらに,準備書に対する知事意見の中でも中間報告書の提出を求める場合もある。

5.中間報告書等の公表()

条例の規定に基づき提出される準備書,評価書及び事後調査最終報告書については公告・縦覧されるが,任意に提出される中間報告書等には公表の規定がない。また,「1回の調査の終了(冒頭の略語欄参照)」や「1つの項目の調査の終了」についても,その都度公表することとはされていない。しかしながら,事業者は,地域住民の理解を促進するため,これらの情報を,適切な時期に,積

しかしながら,事業者は,地域住民の理解を促進するため,これらの情報を,適切な時期に,積極的に公表することが望ましい。

公表の方法としては,報告書等の閲覧,配布,説明会の開催またはインターネットなどがあるが, 公表する場合には併せて県に報告することも必要である。

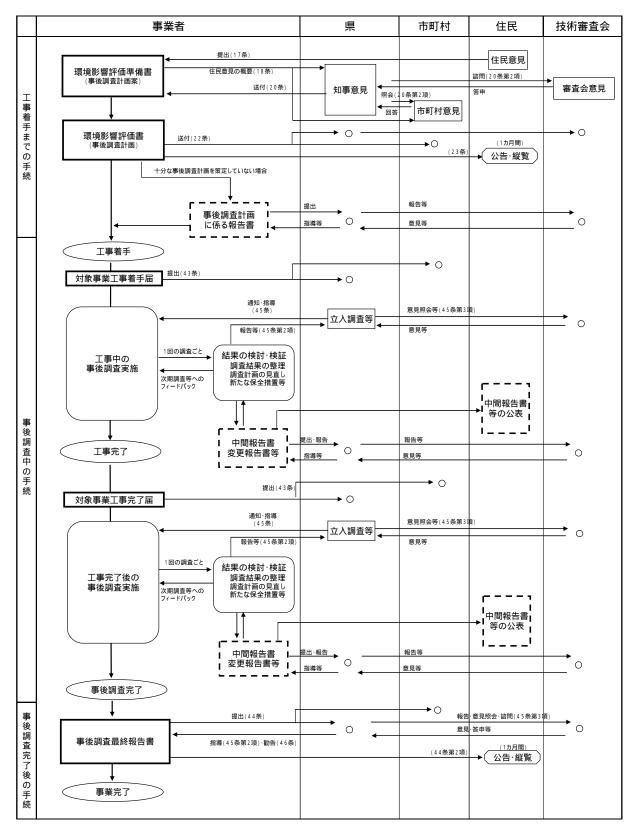
なお,調査結果等の内容については,わかりやすくまとめたもののほか,未加工のデータや結果に対する検討,検証内容も含めるものとする。ただし,希少生物の生息・生育に関する情報については,必要に応じ公開に当たってマスキングするなど,保護上の配慮が行われる必要がある。

6.事後調査最終報告書の提出()

事業者は,すべての項目の事後調査を終了したときは,条例第44条第1項の規定により事後調査最終報告書を提出するとともに同条第2項の規定により公告・縦覧しなければならない。 事後調査最終報告書の具体的な記載については第5章に示す。

7.事後調査の手続の流れ

事後調査に関する手続の詳細な流れは図2-2のとおりである。



工事着工までの手続については便宜上第一種事業を掲載しているが,事後調査中の手続以降については,第一種事業,第二種事業共通である。

図2-2 事後調査に関する手続の流れ(詳細)

第3章 事後調査計画の策定

この章は,準備書等に記載する事後調査計画について,計画の策定手順及び記載要領を具体的に 記載している。

事後調査計画の記載事項については、技術指針で以下のとおり定めている。

<技術指針抜粋>

- 第15条 事業者は,事後調査の項目及び手法の選定に当たっては,次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。
 - 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」 という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方 公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
 - 五 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては,当該実施主体の氏名(法人にあっては,その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容 六 前各号に掲げるもののほか,事後調査の実施に関し必要な事項
- 2 事業者は,事後調査の項目及び手法の選定に当たっては,次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 事後調査の必要性,事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性,事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに, 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し,又は低減するため,できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

事後調査計画は,技術指針第15条第1項に基づき,下記の項目について準備書等に記載する。

- 1 事後調査の目的
- 2 事後調査を行うこととした項目及び理由(総括表)
- 3 事後調査の項目ごとの事後調査計画
 - 3 . 1 選定した理由
 - 3 . 2 調査手法等
 - (1)調査事項
 - (2)調査地域・地点
 - (3)調査時期・期間・頻度
 - (4)調査方法
 - (5)事後調査の実施体制及び検討体制
 - 3.3 その他
 - (1)環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針
 - (2)中間報告書等の作成時期
 - (3)中間報告書等の公表
 - (4)関係する地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を 活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公 共団体等への要請の方法及び内容
 - (5)事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては,当該実施主体の氏名(法人にあってはその名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - (6)周辺住民からの苦情等の処理体制
- 4 事後調査計画総括表

3.1~3.3については事後調査の項目ごとに記載する。

1. 事後調査の目的

準備書等に事後調査計画を記載する場合,一般住民にも理解しやすいよう,まず,事後調査とは どのようなものかということについて示す。

この内容については,第1章に記載した基本的事項の内容を勘案し,簡潔に記述する。

2.事後調査を行うこととした項目及び理由(総括表)

まず,全体の環境影響評価項目の中で,どの項目について事後調査をするのかについて表3-1 の形で示す。

表3-1 環境影響評価項目における事後調査項目(例:工場・事業場用地造成事業)

		影響要因の区分		工事の実施	生地又は工作物の存		は工作物の存在が	及び供用
環境	要素の		建設機械の 稼働	資材及び機 械の運搬に 用いる車両 の運行	造成等の施 工による一 時的な影響	工場等の立 地及び土地 又は工作物 の存在	工場等にお ける事業活 動	製品の運搬 その他の車 両の運行
大	大	窒素酸化物						
気環	気質	硫黄酸化物						
境		浮遊粒子状物質						

事後調査を実施しない環境影響評価の項目 事後調査を実施する環境影響評価の項目

さらに、事後調査を行うこととした理由については、次のような一覧表にまとめるなど、環境 要素や影響要因,講ずることとした環境保全措置との関連がわかるように記載する。

表3-2 事後調査を行うこととした理由(総括表)

							•	*	
	事後調査の項目 環境要素 影響要因		保全方針等 ・(環境保全措置の 検討目標等)	環境保全措置	予測結果	事後調査を行 うこととした理 由	整理番号		
大	大	窒素	工事の実施	建設機械 の稼働					
気環	気質	酸化物	土地又は工 作物の存在 及び供用	工場等に おける事 業活動					
境				製品の運 搬その他 の車両の 運行					
				AE J					
	u.			•					

(記載上の留意事項)

- a.この表は,事後調査の全項目及び事後調査を行うこととした理由を一覧表で記載することにより,事後調 査計画の概要を示すものである。
- b.「 事後調査の項目」は,準備書(又は評価書)に記載した環境影響評価の項目のうちから,事後調査を 行う必要のあるものを抽出する。
- c. 事後調査を行う必要があるものとは,環境影響評価の項目のうち環境保全措置を講じることとしたもので あって,その環境保全措置が前述の「事後調査を行う理由」(予測の不確実性等)に該当するものである。

d.「事後調査の項目」は,「環境要素」及び「影響要因」(技術指針第4条参照)によって構成される。

例: <u>工事の実施における建設機械の稼働(影響要因)</u>が原因で発生する<u>窒素酸化物による大気汚染(環</u>境要素)

なお,1つの「事後調査の項目」ごとに1つの「保全方針等」を策定することになるので,複数の影響要因にまたがって「保全方針等」を策定する場合には,複数の影響要因を併せたものが1つの「事後調査の項目」となる。

(事後調査の項目の例)

	事後調査の項目 環境要素 影響要因				保全方針等 (環境保全措置の		整理番号	
大	現安家	室素	影響要因 工事の実施	建設機械 の稼働	検討目標等)		1	単独の影響要因のもの
気環境	気質	酸化物	土地又は工 作物の存在 及び供用	自動車の 走行 休憩所の 供用			2	複数の影響要因を併せたもの

- e.「保全方針等」は,準備書(又は評価書)において環境保全措置の検討や評価の項目で示した内容を簡潔に記載する。(参考2)
- f.「講ずることとした環境保全措置」は、準備書(又は評価書)において、保全方針等を達成するために 講じることとした環境保全措置を簡潔に記載する。
- g.「事後調査を行う理由」は,「第1章 2.事後調査を行う理由」に記載した理由(ア~エ,ア~ウ,ア~イ,ア~イ)の中から該当するものを記載する。(「その他」に該当する場合は,その内容を具体的に示すこと。)
- h.「 整理番号」は,事後調査の項目について順に一連番号を付する。

参考 2

【保全方針等】

「保全方針等」とは,事業を実施する場合にどのような環境配慮を行うのかという方針や目標についての基本的な考え方のことである。調査・予測の結果,保全方針等を達成できない恐れがある場合には,環境保全措置を講じて達成することとなる。

保全方針等は ,環境基準等との整合性だけでなく ,実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避し , 又は低減するという観点で検討し , 可能な限り定量的に示す必要がある。

なお,事業者は,環境保全措置の計画に当たって,以下について検討するよう,技術指針第12条に 規定されている。

<技術指針抜粋>

- 第12条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討しなければならない。
- 2 事業者は,前項の規定による検討に当たっては,環境影響を回避し,又は低減させる措置を検討し,その結果を踏まえ,必要に応じ,損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討しなければならない。

3.事後調査の項目ごとの事後調査計画

事後調査の項目ごとに、以下の内容について記載する。

3.1 選定した理由

「 2 . 事後調査を行うこととした項目及び理由」で整理した各項目の選定理由について,項目ごとにより具体的に記載する。

3.2 調査手法等

以下の(1)~(5)について表などに整理して詳細に記載する。

なお,(2)~(4)の内容を検討するにあたっては,それぞれ各環境要素の技術マニュアルを参考として行うが,特に事後調査手法等の検討に当たっての留意事項については*参考3*に示す。

(1)調査事項

事後調査で調査する事項について記載する。環境要素自体の調査のほか,気象,水象等の予測条件とした事項も同時に調査すること。事業者は,事後調査の実施に際して,これらの事項が予測条件と大きく変わっていないことを確認する必要がある。

なお,調査事項の例については参考4に示す。

(2)調査地域・地点

- (3)調査時期・期間・頻度
- (4)調査方法
- (5)事後調査の実施体制および検討体制

事後調査を実施する体制について可能な限り具体的に記載する。また,第三者機関等の関与について考慮した上で,調査結果の検討体制についてもフロー図等を用いて可能な限り具体的に記載する。

3.3 その他

事後調査の実施に関し必要な事項として、以下(1)~(6)について記載する。

(1)環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針 環境保全措置の見直しの方針などについて記載する。

(2)中間報告書等の作成時期

「事後調査計画に係る報告書」「中間報告書」「変更報告書」について,事後調査の項目 ごとに提出の有無,時期等についてそれぞれ以下のとおり検討し,その理由も含めて記載 する。

なお、必要に応じ他の事後調査項目及び工事工程等も考慮する。

- ・事後調査計画に係る報告書:事後調査着手前までに県等の指導内容が反映することが できる適切な提出時期について検討する。
- ・中間報告書:次期調査に対し県等の指導内容が反映することができる適切な提出時期 について検討する。
- ・変更報告書:環境保全措置及び事後調査計画を変更する場合,速やかに提出することが原則である。

(3)中間報告書等の公表

中間報告書,変更報告書,「1回の調査の終了(冒頭の略語欄参照)」あるいは「1つの項目の調査の終了」などを公表する具体的な方法,時期等について記載する。公表の方法としては,各種報告書の閲覧,配布,説明会の開催,ホームページへの掲載などが考えられる。また,公表にあたっては,希少な種など,盗掘等の恐れのある生物種情報のマスキング方法についても検討し,併せて記載する。

- (4)関係する地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共 団体等への要請の方法及び内容
- (5)事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては,当該実施主体の氏名(法人にあってはその名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- (6)周辺住民からの苦情等の処理体制

環境の影響に対する周辺住民からの苦情又は要望に対する処理体制及び措置方針について記載する。

4.事後調査計画総括表

すべての事後調査の項目について,その方法,時期,頻度等を工事工程と併せて整理した表を作成する。また,中間報告書等の作成時期についても,併せて記載する。

作成例は参考資料を参照。

参考3

【事後調査手法等の検討に当たっての留意事項】

事後調査手法等を検討するに当たっての基本的な留意事項,調査地域・地点,事後調査の期間(時期・頻度) の設定に当たっての留意事項について以下に示した。

(1)基本的な事項

- a.調査手法は,各調査項目の調査目的を十分に理解した上で,最適な調査方法を検討する。
- b.環境保全措置の効果の検証を行うためには,措置の効果の程度を明らかにすることが必要であるため,環境保全措置の効果を可能な限り定量的に確認でき,予測結果との比較により検証をすることが可能な手法を選定する。
- c.客観性のある検証を実施するために、場合によっては時間的、空間的に比較ができるコントロール地点を 新たに設置した上で、比較対照用の調査を実施することも考えられる。
- d . 常に最新の科学的知見や技術を把握した上で,それらに基づく調査手法についても適宜検討し,調査手法 を見直す。
- e.事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し,又は低減するため,できる限り環境への影響が小さい手法を選定する。

(2)調査地域・調査地点の設定

- a.事後調査の調査地域・調査地点については、評価書に記載した現況調査地域、地点、及び予測地域を基本として設定する。これは、事業者が評価書を作成するに当たり、対象事業が環境に及ぼす影響を考慮して予測地域等を設定していることによるものである。
- b.ただし,予測地域等以外における環境影響が懸念される場合には,必要に応じて調査地域・地点を変更や拡大することにより,適切に影響を把握できるようにする必要がある。例えば,広範囲に移動する動物の生息状況についての事後調査を実施し,影響想定範囲外での変化を把握しないと評価が困難な場合には,調査地域を拡大する必要がある。
- c.一方,環境影響が予測範囲内の一部に限定されることが明らかな場合や,複数の地点等で同様の影響を及ぼすことが合理的に予測されている場合には,より効果的に調査を行うために,調査地域・地点を絞り込むことも可能である。例えば,騒音の低減措置として事業区域内に限定的に設置される植樹帯について, 騒音の低減効果を検証するためには,予測地域を絞り込み,配置される植樹帯の後背地を含んだ地域のみを調査地域とすることが可能である。
- d.調査地域・地点については,対象事業及び環境保全措置の実施位置等との関係がわかるように,わかりやすく図示する。
- e.現況調査において既に環境基準や環境保全に係る行政目標等を超過していることが明らかな場合には,対象事業の影響の程度を検討したうえで,補足の地点を設定することが考えられる。

(3)事後調査の期間(時期・頻度)の設定

- a.事後調査は、予測時期が含まれる期間において調査を実施することを基本とする。特に工事中の調査は、工事の影響が最大となる時期が予測及び評価の対象時期となるため、予測地域等での影響が最大になる時期に調査を実施する。
- b.供用時の調査は,施設が全面稼動する時期や発生負荷量などの環境影響の程度が定常状態になる時期が予測及び評価の対象時期となるため,これらに相当する時期において調査を実施することを基本とする。ただし,供用開始から予測及び評価の対象時期までに長期間を要する場合には,予測の前提条件としての施設の状態が整った供用直後等,予測時期までの途中年に調査を実施することも考えられる。
- c.動物,植物,生態系に関連する調査については,季節による出現形態の差異や出現量の変動が生じるため, 対象とする生物種の生活史や種間関係等の生態的な特性も踏まえた上で適切な時期を設定する。
- d.環境配慮施設(学校,病院,住宅)や環境の変化に敏感な動植物の生息地が近接している場合には,調査結果が速やかに検証されるよう,調査を行いつつ工事を実施するなど,調査期間内の調査頻度を高くする必要がある。
- e.動物,植物,生態系については,自然動態による年変動が生じる場合も考えられるため,これらを踏まえた適切な調査頻度を設定する。
- f.時期・期間・頻度,調査地点については,対象事業及び関連行為の工程との比較ができるよう,工程表等でわかりやすく記載する。

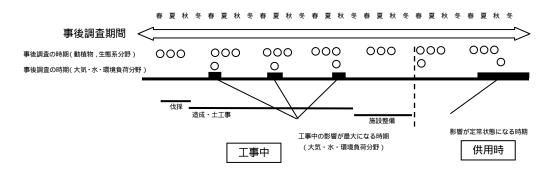


図 3-1 事後調査期間(時期)の設定

参考4

【環境要素別の事後調査の項目,調査事項および留意事項の例】

事後調査の項目として考えられる例及び調査事項例を環境要素別に整理し,表3-3に示した。

なお,事後調査を実施する際の留意事項についても例示した。しかし,調査については,事業の特性や地域の 特性を考慮した上で実施していくことが重要であるため,表中に例示した事項にとらわれることなく,状況を適 切に反映した調査計画を検討していくことが望まれる。

表3-3 事後調査の項目,調査事項および留意事項の例

要環素境	事後調査の項目例	調査事項の例	留意事項
大気質	建設機械の稼動並びに資材 及び機械の運搬に用いる車 両の運行に伴う粉じん等 建設機械の稼動並びに資材 及び機械の運搬に用いる車 両の運行に伴う二酸化窒素 等 自動車の走行に伴う二酸化 窒素等	粉じん等(降下ばいじん量等) 二酸化窒素 気象の状況(天候・風向・風速・ 気象の状況(天候・風向・風速・ 気温・湿度・日射量・雲量) 逆転層の状況 建設機械の種類・規模・位置・ 稼働期間・稼働台数・の間 形状況 工事用車両の走行ら数,指定況 工事用車両の走行の導・中 で、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	対象事業毎の予測結果を踏まえた場合を中心に影響を及び影響の中から記述を中心に影響を及び影響の中から記述を中心のもいる地域の中から記述を記述がいる地域の中から記述を記述がいる。 おびでは、よりいでは、周むにの上げでは、よりのでは、は、間がでは、は、のでは、は、間がででは、がおいる。 おででは、は、間がいるが、は、間がいるでは、のでは、は、間がいるでは、は、間がいるでは、は、間がいるでは、は、間が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
騷笛	建設機械の稼動並びに資材 及び機械の運搬に用いる車 両の走行に伴う騒音 自動車の走行に伴う騒音	騒音レベル 気象の状況(風向・風速・気温・ 湿度) 建設機械の種類・規模・位置・ 稼働期間・稼働台数・配置状況 工事車両の走行台数,指定走 行速度・運行時間の遵守状況 低公害・低騒音型建設機械の導 入状況 防音壁・緩衝施設帯の設置状況, 低騒音発生源施設の設置状況, 低騒音発生源施設の設置状況 供用時の発生負荷量等(自動車 交通量,走行速度等)	事業の工程,進捗率に応じて、 三、選手を発生源が時間には、空間の発生源の位置に交換とでは、一点ででででででででででででででででででででででででででででででででででで

要環素境	事後調査の項目例	調査事項の例	留意事項
振動	建設機械の稼動並びに資材 及び機械の運搬に用いる車 両の走行に伴う振動 自動車の走行に伴う振動	振動レベル 気象の状況(風向・風速・気温・ 湿度) 建設機械の種類・規模・位置・ 稼働期間・稼働台数・配置状況 工事用車両の走行台数,指定走 行速度・運行時間の遵守状況 低公害・低振動型建設機械の導 入状況 路面の状況 振動発生施設の設置状況 供用時の発生負荷量等(自動車 交通量,走行速度等)	事業の工程,進捗率に応じて,振動の発生源が時間的,空間的に著しく変化する場合には,必要に応じて,発生源の位置に合わせて調査位置を移動させることについても検討する。 工事中,施設の供用中において,可能な限り連続した振動の測定を行うことが望ましいが,特になる時点に調査頻度を高くする必要がある。
低周波音	建設機械の稼動に伴う低周 波音 自動車の走行に伴う低周波 音	低周波音音圧レベル 気象の状況(風向・風速・気温・ 湿度) 建設機械の種類・規模・位置・ 稼働期間・稼働台数・配置状況 工事用車両の走行台数等 発破作業の状況 供用時の発生負荷量等(自動車 交通量等)	対象となる建物において,低周 波音による影響が大きくなる場 所について留意する。 工事中については,低周波音が 発生する可能性のある時期およ びその前後の時期に調査時期を 設定することを検討する。 対象となる建物内のすべての場 所で調査を実施することは困難 であるため、聞き取り調査を含め た調査手法を検討する。
悪臭	廃棄物の埋立てに伴う悪臭	悪臭物質濃度 臭気指数 気象の状況(天候・風向・風速・ 気温・湿度) 廃棄物の処分等の状況(種類, 量)	悪臭については,周辺住民が窓を開けて生活を営む季節において,より影響が顕著になることが考えられるので,この点も考慮のうえ事後調査実施時期を設定する。
水質	切土工等の工事による水の 濁り 廃棄物の埋立てによる水の 濁りおよび汚れ	浮遊物質量・濁度 汚濁物質濃度 汚濁水の排水量 気象の状況(天候・降雨量) 水象の状況 造成裸地の状況(位置,面積, 土質) 廃棄物の処分状況(種類,量) 土砂流出防止柵の設置状況(位置,構造,延長) 汚濁防止膜の展張状況,汚濁水 処理施設の設置・管理状況	水質汚濁を生じる工事の実施期間,施設の稼動中は,可能な限り連続した調査を行うことが望ましいが 特に環境負荷や環境影響が最大となる時点に調査頻度を高くする必要がある。
底質	堰の供用及び湛水区域の存 在による底質	底質の状況 水象の状況 湛水区域の状況(位置,面積) 新たに出現した水域の構造物等 の状況(位置,規模) 上流域の荒廃状況 上流域の土地利用の変化状況	底土の変化状況を把握するために,工事の実施期間,施設の稼動中において,定期的な調査を行うことが望ましい。

要 環素 境	事後調査の項目例	調査事項の例	留意事項
地下水の水質	工場等における事業活動に 伴う地下水の水質および水 位	地下水質の状況 地下水位の状況 気象の状況(天候・降雨量) 工場の状況(位置,面積) 地下水の揚水位置,揚水量	地下水位の中長期的な傾向をみるためには、予測時期の前後の期間で定期的な調査を実施する必要がある。
流向及び流速	工場等の立地及び土地又は 工作物の存在に伴う流向及 び流速 工場等における事業活動に 伴う流向及び流速	流況の状況 事業の実施状況	-
地形及び地質	工事施工ヤード及び工事用 道路の設置に伴う重要な地 形および地質	地形の状況 地質の状況 土層(地層・土壌も含む)の工 学的性質 工事施エヤードの状況(位置, 面積) 工事用道路の設置状況(位置, 幅,延長)	竣工後も長期間にわたって影響を及ぼすような事業(例えば埋立等による周辺海岸の地形変化)については,長期間の調査を行って,当該事業の終結点を確認する必要がある。
地盤	掘削工事における地下水位 の低下による地盤沈下 供用時の地下水の揚水によ る地盤沈下 事業実施に伴う地盤の安定 性(地すべり,斜面崩壊, 液状化,地盤陥没等)	地盤沈下の状況(沈下量) 地下水位の状況 地下水の揚水量,地下水排水量, 盛土等の荷重量等負荷の状況 地盤の安定性(地すべり,斜面 崩壊,液状化,地盤陥没等)の 状況	地下水位の低下による地盤沈下 の場合,地下水位を調査する必 要がある。 地盤の安定性については必要に 応じて供用後長期間の継続観察 を行う。
土壤汚染	造成等の施工に伴う土壌汚 染 トンネル掘削に伴う土壌汚 染	土壌中の対象物質の測定 造成地の状況(位置,面積,土 工量) 汚染土壌の管理状況	調査地点は,特に土壌汚染が懸念される区域,土壌汚染の原因となる作業が行われる区域,土壌汚染が拡大する可能性のある区域において重点的に配置する必要がある。 地下水への汚染拡大に留意するため,観測井を設置することも検討する。
日照阻害	道路(嵩上式)の存在による日照阻害 鉄道施設(嵩上式)の存在 による日照阻害	日影の範囲、時刻及び時間帯 事業の実施状況	周辺の建築物等の状況が調査時 から変化している場合は、これに ついても調査する。

要環素境	事後調査の項目例	調査事項の例	留意事項
動物	工事の実施に伴う重要な動物の生息状況 供用時における重要な動物の生息状況 重要な動物種の移殖状況	移植種や注目種の生息・生育状 況(生息・生育数,位置,密度, 活着状況,繁殖状況等)	
植物	工事の実施に伴う重要な植物の生育状況 供用時における重要な植物種の生育状況 供用時における重要な植物群落の組成/構造状況 重要な植物種の移植	猛禽類等の生息情報(生息状況・繁殖状況等) 保全措置の利用状況(ボックスカルバートの利用状況等) 分断の状況(分布調査等) ビオトープ等における動植物種の生息・生育状況(植生調査・分布調査等) 基盤質の状況(位置,地形,地質,板質,近属, 社域質,相生,流況,水質,相生,照度,状況の生態系/植生の変化状況、問題の生態系/植生の変化状況、競合種等の状況(外来種の移入,植物の被圧など)気象の状況(天候・気温・湿度・	調査時期は,動植物の生息・生育状況の季節的な変動 経年変化に留意して設定する。 動物の生息基盤である植生の復元(回復)や動物への影響が発現するには長期間を要する場合があるので,調査時期・期間の設定には,これらも勘案する。 生物への影響を把握するためには,世代の継承が確実に行われていること(例えば3世代程度)を確認するための調査を行うことが望ましい。 生態系への影響を把握するため
生態系	工事中の生態系/注目種の 状況 供用時の生態系/注目種の 状況 哺乳類の移動状況 水生生物の移動状況 ビオトープの創出 マント群落の創出 法面生態系の創出	日照等) 改変区域の状況(位置,面積) 建設機械の種類・規模・位置・ 稼働期間・稼働台数・配置状況 施設の稼動状況 緑化状況(樹種,延長,広さ)	には、改変された生態系が安定が 態にあることの見極めができる 時期まで調査する。
景観	「 地区」からの眺望景 観 囲繞景観	眺望景観 気象の状況 (天候・気温・湿度) 主要構造物の設置状況 景観構成要素の変化状況	改変された自然環境等が回復 し 安定状態に達した時期に実施 する必要がある。
合いの活動の場人と自然との触れ	「野外レクリェーション施 設 」の利用状況	利用状況 利用実態 , 利用者の価値認識	対象となる施設及び場所の状態 影響の程度 利用環境の変化,自然との関係等の変化を把握するために、住民に聞き取りや住民参加型の調査手法を用いることが考えられる。
廃棄物等	造成等の施工に伴う建設副 産物 工場等における事業活動に 伴う産業廃棄物	建設副産物の発生状況(種類, 量) 建設副産物のリサイクル状況および処分状況 産業廃棄物の発生状況(種類, 量) 産業廃棄物の処分状況 産業廃棄物の処分状況	環境への負荷低減に関しては, 定期的に排出量を把握し,技術の 進捗に応じて削減計画を見直す 必要がある。

要環素境	事後調査の項目例	調査事項の例	留意事項
ガス等	工場等における事業活動に 伴う温室効果ガス等の調査	工場ごとの二酸化炭素排出量 産業廃棄物のリサイクル状況お よび処分状況 省エネルギー対策の実施状況 自然エネルギーの導入状況 緑化等による二酸化炭素の固定 状況	環境への負荷低減に関しては , 定期的に排出量を把握し 技術の 進捗に応じて削減計画を見直す 必要がある。

注: 留意すべき事項については,特に事後調査として調査を実施する際の留意事項のみを示しているため,各環境要素に関する調査手法および調査にあたっての留意事項については,既刊の「宮城県環境影響評価マニュアル」等を参照のこと

第4章 環境保全措置の効果の検証の手順

この章は,事後調査結果の検討,環境保全措置の効果の確認,環境保全措置等の見直しに関する 考え方について記載している。

1.事後調査結果の検討

事後調査を行った場合は,1回の調査(冒頭の略語欄「事後調査の終了」参照)ごとに,下記のフロー図に示す方法等により検討しなければならない。

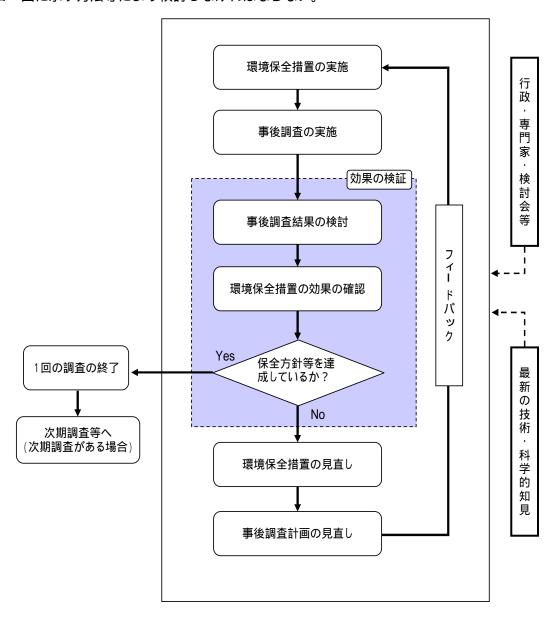


図4-1 事後調査結果の検討の手順

事業者は,1回の調査ごとに,その結果を整理・解析した上で,環境保全措置の効果を確認する必要がある。

事後調査結果の検討及び環境保全措置の効果の確認は,保全方針等が達成されているかどうかという観点から行う。その際,一時的な達成のみを評価するのではなく,今後も継続して達成できるかどうかということについて新たな予測・評価を行い,検討することも必要である。

確認の結果,保全方針等が達成できると判断される場合は,その調査は終了し,次期調査がある場合には調査を継続することとなる。しかし,予測していなかった著しい環境影響を及ぼすおそれがあると認められる場合など,保全方針等が達成できないおそれがある場合は,その原因を究明した上で環境保全措置の見直しを行う必要がある。

また、環境保全措置の見直しを行う場合は、その効果を確認できるような内容で事後調査計画を見直す必要がある。

事業者は,環境保全措置及び事後調査計画の見直しの検討の過程,結果について,今後の環境保全措置の効果の検証のために,その内容について整理しておくことが必要であり,その内容も公表することが望ましい。

なお,調査結果の検討や環境保全措置の確認に当たっては,その時点の最新の技術等を参考にするとともに,内容の適正さ,客観性を確保する観点から,県に報告・相談することや,専門家から助言・指導を受けることが必要である。

【環境保全措置の見直しの具体例】

工事中の切土工事による水の濁り

工事中の水質調査で濁水濃度(SS)が保全目標値(100mg/I)を上回った場合

原因・・・予測した表面積負荷(Q/A = u0)より沈降速度の遅い粒子(u < u0)が 多く流入したため、沈砂池の沈殿能力に不足が生じた。

対策・・・沈砂池の機能の見直しを行うとともに,濁水発生源の抑制に努める。具体的には以下の措置を講ずる。

- ・沈降土砂を浚渫し,沈砂の有効水深を確保する。
- ・沈砂池を追加して設置する。
- ・土砂の流出を防止するため、板柵工を二重に設置する。
- ・濁水発生源となる切盛土のり面等に種子吹付けを繰上げ施工する。

カルバートによる動物の移動経路の確保

供用後,対象とした中型哺乳類の移動が十分に観察されなかった場合

原因・・・カルバートへの誘導が不適切である等。

対策・・・専門家の意見を聞きつつ,誘導植栽,誘導柵などを設置し,誘導を促す措置 を講じる。

重要な植物種の移植

移植後,移植種が枯死・消失した場合

原因・・・移植先の環境が不適である等。

対策・・・専門家の意見を聞きつつ,日照条件,水分条件等がより適切な別の移植先に,移植方法等を再検討した上で再移植する。あるいは,埋土種子の活用を検討する等。

移植前調査で移植予定種が事業実施区域に発見できず、移植を行えない場合

原因・・・調査時期の相違,調査不足または遷移等による消失等。

対策・・・再調査の実施,及び専門家の意見を聞きつつ,確認地点の土壌をそっくり移植し,埋土種子等の活用を検討する等。

移植前調査で移植予定種が改変区域内に大量に発見された場合

原因・・・調査時期の相違,現況調査の不足または遷移等による増加等。

対策・・・専門家の意見を聞きつつ,重要な生息地である可能性も含めて,改めて回避・ 低減措置が必要かどうか検討する。その結果,評価書と同じく代償措置(移植) とする場合,移植数,移植方法等について再検討する等。

2.事後調査の終了

事後調査の終了時期は、「1つの項目(冒頭の略語欄参照)」ごとに事後調査計画に記載することとなるが、その記載に関わらず、評価書で設定した保全方針等が達成され、環境保全についての適正な配慮がなされたと判断される場合に終了することが適切である。

したがって,保全方針等が達成されない場合には,環境保全措置の見直し等を行うなどの対策を 講じ,その確認のための事後調査を継続しなければならない。

第5章 事後調査最終報告書の作成

この章は,事後調査最終報告書の作成方法について記載している。

事業者は,すべての項目について事後調査を終了したときは,条例第44条第1項に基づき調査報告書を作成しなければならない。

事後調査最終報告書の記載事項については,施行規則第63条で,以下のとおり定めている。

<施行規則抜粋>

- 第63条 条例第44条第1項の調査報告書には,次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の名称,種類及び規模
 - 三 第1種事業実施区域又は第2種事業実施区域(以下「対象事業実施区域」という。)
 - 四 対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況
 - 五 事後調査の内容及び結果並びに第 1 種事業評価書又は第 2 種事業評価書に記載した環境 影響評価の結果と検証結果
 - 六 事後調査の結果に基づいて対策を講じた場合には,その内容
 - 七 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には,その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称,代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 八 その他知事が必要と認める事項

事後調査最終報告書の作成に当たっては,施行規則第63条第1項に基づき,以下の項目について 記載する。なお,中間報告書等についても以下の記載事項に準じたものとする。

- 1 事業者の氏名及び住所
- 2 対象事業の名称,種類及び規模
- 3 対象事業実施区域
- 4 対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況
- 5 事後調査の項目(総括表)
- 6 事後調査項目ごとの調査結果及び環境保全措置の検証結果
 - 6 . 1 選定した理由
 - 6.2 調査手法等
 - (1)調査事項
 - (2)調査地域・地点
 - (3)調査時期・期間・頻度
 - (4)調査方法
 - (5)事後調査の実施体制及び検討体制
 - 6.3 事後調査結果
 - 6.4 環境保全措置の効果の検証結果
 - 6.5 環境保全措置の見直しの内容
 - 6.6 その他
 - (1)周辺住民からの苦情等の発生及び措置の状況
 - (2)参考文献等
- 7 事後調査結果総括表

6.1~6.6については事後調査の項目ごとに記載する。

1. 事業者の氏名及び住所

事後調査を行った事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。

なお,事業者の変更がある場合には,変更後の事業者の氏名及び住所並びに変更の経緯等(理由など)を併せて記載する。

2.対象事業の名称,種類及び規模

評価書に記載している対象事業の名称,規模及び目的その他対象事業の内容を記載する。 なお,変更がある場合には,変更後の経緯等(理由など)を併せて記載する。

3. 対象事業実施区域

対象事業の位置及び実施区域について周辺区域の概況とともに適切な縮尺の平面図で示す。 なお ,評価書時点と変更がある場合には ,相違点がわかる様に図示し ,変更後の経緯等(理由など) を併せて記載する。

4.対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況

対象事業に係る工事の進ちょく状況及び供用等の状況について,その内容,関連行為の内容,工事計画・供用計画の概要,評価書に記載している環境保全措置の内容(工事中・供用時),影響要因・環境要素関連表(技術指針別表第一)を記載する。

また,計画とあわせてその実績をフロー等にわかりやすく示し,土地利用区分図等,図面で明示するとともに,その状況が判る写真等も添付する。

5.事後調査の項目(総括表)

評価書に記載した環境影響評価項目の中で,どの項目について事後調査を実施したのかについて表で示す。事後調査計画の見直しによって,当初計画から追加等があった項目については,区別して表示する。

6.事後調査項目ごとの調査結果及び環境保全措置の検証結果

事後調査の項目ごとに,以下の内容について記載する。

6.1 選定した理由

各項目の選定理由について,項目ごとに具体的に記載する。

6.2 調査手法等

以下の(1)~(5)について表などに整理して詳細に記載する。当初事後調査計画から変更があった場合は、その変更理由、経緯などについても記載する。

- (1)調査事項
- (2)調査地域・地点
- (3)調査時期・期間・頻度
- (4)調査方法
- (5)事後調査の実施体制および検討体制

6.3 事後調査結果

事後調査結果を調査項目ごとに,評価書での予測結果,保全方針等及び法令基準等と比較検 討できるように整理して記載する。その場合の留意事項は以下のとおりである。

また,事後調査報告書の記載例は,「参考資料2 事後調査最終報告書の記載例」に示すとおりである。

- a.対象事業の実施による環境への影響の程度を,客観的かつ的確に把握できるように整理 する。事後調査結果は,予測・評価した環境要素ごとに,予測結果及び保全方針等と比 較検討できるように,また必要に応じ法令基準等とも比較検討できるように整理する。
- b.予測・評価に当たって,気象,水象等の条件が重要な項目となっている場合には,それらの項目について予測に用いた条件と事後調査実施時の条件とを比較できるよう整理 する。
- c.施設等の稼働状況に関する調査の結果は,施設等の位置,規模,構造,稼働状況,排出物質の状況,交通量の状況等について,予測において考慮した施設等の計画内容,排出物質の状況と比較できるよう整理する。
- d.環境保全措置の実施状況に関する調査の結果は,予測において考慮した環境保全措置の 内容及び効果と比較できるよう整理する。

6 . 4 環境保全措置の効果の検証結果

調査項目ごとに,事後調査結果について検討するとともに環境保全措置の効果の確認を行い, その内容を記載する。この場合の検討及び確認の観点は,評価書で設定した保全方針,環境保 全措置の検討目標等についていかに達成されたかということである。

検討及び確認の結果については,事後調査の項目毎(整理番号順)に,以下の ~ の内容について記載する。

事後調査を行った理由に照らしてみて、どのような調査結果であったか。

保全方針等を達成するために講じようとした環境保全措置の効果はどうであったか。 事後調査の結果により環境保全措置の見直しを行った場合にはその内容はどのようなものか。

保全方針等はどのように達成できたか。

なお,検討及び確認に当たっては,以下の点に留意する。

- a.調査結果及び保全措置の効果については,可能な限り科学的,定量的に検証すること。
- b.施設等の稼働状況や気象,水象,交通量等の調査により得られたデータにより,評価書における予測で考慮した前提条件等と比較し,必要に応じ再予測すること。
- c . 達成された事実だけでなく , その理由等についても可能な限り検証すること。
- d.調査結果の検討においては,苦情の発生状況など計画地周辺地域における生活環境の保全の観点も含めて総合的に検討すること。

6.5 環境保全措置の見直しの内容

見直しにより新たな環境保全措置を講じた場合には ,その理由 ,内容及びその結果について 整理する。

なお,事後調査の終了後も環境保全措置を継続して行う必要がある場合は,その方法,期間等について詳細に示す。

6.6 その他

以下の(1)~(2)について記載する。

(1)周辺住民からの苦情又は要望の発生及び措置の状況 環境の影響に対する周辺住民からの苦情又は要望の発生状況及び措置の時期及び内容つ いて記載する。

(2)参考文献等

事後調査の実施及び調査報告書の作成のために使用した文献名,著者名等を記載する。 また,調査の実施,調査結果の検討,環境保全措置の見直し等にあたり,検討会や専門 家の意見を聴取した場合は,検討会の構成員や専門家の氏名等について,了承を得た上で 可能な限り明らかにすること。

7.事後調査結果総括表

すべての事後調査の項目について,調査手法,結果等を簡潔にまとめ,調査時期・頻度等と工事工程の計画及び実績を示したものと併せて整理した表を作成する。

作成例は参考資料を参照。

参考6

【事後調査最終報告書の作成にあたっての留意事項】

調査報告書の作成にあたっての全般的な留意事項は、次のとおりである。

- a.環境影響評価書作成時点では未決定であった詳細設計図等や,施工・施業写真,測定データ, 移植植物の産地証明書などの具体的なデータについて整理するとともに,未加工のデータも 含めて資料編等にまとめること。
- b.確認された動植物種リストや専門的資料等については,その内容,量等を勘案の上,資料編として報告書の巻末に整理すること。
- c.図表,写真等を用いることなどによりわかりやすい報告書となるよう努めること。特に公告・ 縦覧される報告書については,専門用語の使用は必要最小限とし,わかりやすい言葉を用い て記述すること。
- d. 学術用語, 法令用語等の専門的用語を使用する場合は必要に応じて注釈をつけること。
- e.公告・縦覧される報告書については,希少な動物種,植物種の個体保護の観点から,生息・ 生育場所が特定できる図面,位置,方角や距離を示す情報を,必要に応じマスキングすること。